



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○老人福祉法の施行等に関する規則の一部を改正する規則

(五・長寿社会課) 1

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則(六・長寿社会課) 1

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(一一〇・税務課) 1

○第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可(一一一・水産漁港課) 1

公 告

○秋田県子ども総合支援エリアの(仮称)療育機関医療・療育情報システム調達についての企画提案書の提出(障害福祉課) 6

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室) 7

○土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(北秋田地域振興局農林部) 8

○県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部) 8

規 則

老人福祉法の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五号

老人福祉法の施行等に関する規則の一部を改正する規則

老人福祉法の施行等に関する規則(平成五年秋田県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「、休止又は廃止」を削り、同項に次の一号を加える。

十四 法第二十九条第三項の規定による有料老人ホームの事業の廃止又は休止の届出

附 則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成十一年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「第九十五条第二項」を「第九十五条第一項又は第二項」に改め、同項第十六号中「第一百五十五条の十」を「第一百五十五条の十一」に改め、同条第二項第一号中「第一百五十五条の十」を「第一百五十五条の十一」に改め、同項第四号中「第八条の二第二項、第九条」を「第九条第二項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 法第一百五十五条の三十二第二項第一号及び同条第三項の規定による届出

第五条第一項中「第一百五十五条の七第四項」を「第一百五十五条の八第四項」に改め、同条第二項中「第一百五十五条の九」を「第一百五十五条の十」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第百十号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第五十二条の二第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 氏名又は名称 三傳商事株式会社

代表取締役 佐 藤 博 明

二 主たる事務所又は事業所の所在地 秋田市新屋島木町一番八十一号

三 取消年月日 平成二十一年三月四日

秋田県告示第百十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 雄勝漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

(一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

(2) 変更に係る遊漁規則の名称 雄勝漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則

(3) 漁業権者の名称及び住所 雄勝漁業協同組合

(4) 変更に係る遊漁規則の名称 湯沢市秋ノ宮桑沢十八番地の三

(5) 漁業権の免許番号 湯沢市秋ノ宮桑沢十八番地の三

(6) 変更の内容 内共第一号

(7) 変更の納付場所 (1) 遊漁料の納付場所

変更後 湯沢市秋ノ宮桑沢十八番地三

変更前 湯沢市秋ノ宮桑沢十八番地三

雄勝漁業協同組合事務所 雄勝漁業協同組合事務所

湯沢市小野字大山沢十五番地 湯沢市秋ノ宮山居野十一番地二十八

大場商店 大場商店

おなじみ荘 湯沢市秋ノ宮字川島四番地

湯沢市秋ノ宮字川島四番地

変更後	変更前
<p>十八 兼子商店 湯沢市下院内字新馬場百九十二番地 小西芳郎 湯沢市秋ノ宮字小淵沢十四番地 小町の国手づくり工房 湯沢市秋ノ宮字湯ノ岱七十一番地 新五郎湯 湯沢市秋ノ宮字上ハ野三十三番地一 菅仁商店 湯沢市秋ノ宮字大田百八十四番地 菅広酒店 湯沢市小野字諏訪十五番地 二 梁瀬房治 湯沢市小野字桐木田百二十七番地 ローソン雄勝店</p>	<p>(三) 変更後の遊漁規則の施行の日 平成二十一年三月二十一日 二 角館漁業協同組合内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則の変更 (一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号 (1) 変更に係る遊漁規則の名称 角館漁業協同組合内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則 (2) 漁業権者の名称及び住所 角館漁業協同組合 仙北市角館町北野六十二の二 (3) 漁業権の免許番号 内共第十号 (二) 変更の内容 (1) 遊漁料の納付場所</p>

<p>仙北市角館町岩瀬字北野六十二の二 角館漁業協同組合事務所 仙北市角館町岩瀬字菅沢二十一番地の八 村上久夫 仙北市角館町岩瀬字西野川原七番地の十四 民宿ワタナベ 仙北市角館町岩瀬下夕野二百七十二番地 小野市郎 仙北市角館町細越十二番地 森ドライブイン 仙北市角館町小勝田字中川原百三十九番地の八 藤枝富治 仙北市角館町小勝田字中川原百二十六番地の三 星宮忠清 仙北市角館町雲然碓百九十番地の一 鈴木正市 仙北市角館町雲然碓前田九十二番地 鈴木隆 大仙市下鷲野上中嶋百九十一番地 宮城商店 仙北市西木町門屋字屋敷田八十三番地の二 ふれあいプラザクリオン 仙北市西木町字大地田六十二番地 本庄商店 仙北市西木町上松木内字堀内四十六番地の一 齊藤鮮魚店 仙北市西木町上松木内字宮田五十四番地</p>	<p>仙北郡角館町岩瀬字北野六十二番地の二 北仙漁業協同組合事務所 仙北郡角館町岩瀬字菅沢二十一番地の八 村上久夫 仙北郡角館町岩瀬字西野川原七番地の十四 民宿ワタナベ 仙北郡角館町岩瀬下夕野二百七十八番地 小野市郎 仙北郡角館町七日町八番地 荒川釣具店 仙北郡角館町細越町十二番地 森ドライブイン 仙北郡角館町小勝田字中川原百三十九番地の八 藤枝富治 仙北郡角館町小勝田字中川原百二十六番地の三 星宮忠清 仙北郡角館町雲然字碓前田十番地の一 鈴木正市 仙北郡角館町雲然字碓前田九十二番地 鈴木隆 仙北郡角館町西長野字古米沢三十番地の十九 角館温泉花葉館 仙北郡中仙町下鷲野字中嶋百九十一番地 宮城商店 仙北郡中仙町下鷲野字中嶋百四十一番地の二 佐藤酒店 仙北郡田沢湖町字折橋百九十六番地</p>
--	--

<p>中島健 仙北市西木町松木内字相内四 門脇征子 仙北市西木町松木内字吉田九十三番地の一 門脇鮮魚店 仙北市西木町松木内字高屋十七番地 桜田紀 仙北市西木町松木内字上道十八番地 門脇万之助 仙北市西木町松木内字中島五十五番地の一 布谷酒店 仙北市西木町松木内字山口三番地 橋本商店 仙北市田沢湖字保内字野中百五十四番地の一 ローソン生保内店 仙北市西木町小山田字沢口二十三番地 門脇義人 仙北市西木町上松木内字桁沢百二十番地の一 阿部高美 仙北市西木町松木内字吉田百三十三番地の二 木元正昭 仙北市西木町松木内字長戸呂七十九番地の一 浅利酒店 仙北市田沢湖角館東前郷字後川二百十七 柏谷亮 仙北市角館町広久内舟場五十番地 佐藤順一 仙北市西木町西明寺字小山</p>	<p>藤川直衛 仙北郡田沢湖町字本町九十九番地 伊藤肇 仙北郡田沢湖町角館東前郷字後川二百十七番地 藤川忠助 仙北郡西木村門屋字屋敷田八十三番地の二 ふれあいプラザクリオン 仙北郡西木村字大地田六十二番地 本庄商店 仙北郡西木村字堀内四十六番地の一 斎藤鮮魚店 仙北郡西木村字宮田五十四番地 中島健 仙北郡西木村字長戸呂二百二十五番地の一 浅利春一郎 仙北郡西木村字相内四番地 門脇勝 仙北郡西木村字吉田九十三番地の一 門脇秋夫 仙北郡西木村字高屋十七番地 桜田紀 仙北郡西木村字上道十八番地 門脇万之助 仙北郡西木村字中島五十五番地の一 布谷酒店 仙北郡西木村字山口十三番地 橋本商店 仙北郡西木村字小山寺六十番地の一</p>
---	--

寺六十番地の一 小林酒店 仙北市田沢湖小松字二枚橋 五番地の一 ロソン神代店 仙北市西木町上荒井字新屋 五番地の一 ロソン西明寺店 仙北市角館町下菅沢二百二十番地の三 ロソン角館岩瀬店 大仙市長野柳田三十番地の ロソン中仙店 大仙市下鶯野上中嶋五十三番地の三 サンクス中仙鶯野店	小林酒店 仙北郡西木村小山田字沢口 二十三番地 門脇義人
--	---------------------------------------

三 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十一年三月二十一日

三 岩見川漁業協同組合内共第十二号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

(一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

(1) 変更に係る遊漁規則の名称
岩見川漁業協同組合内共第十二号第五種共同漁業権遊漁規則

(2) 漁業権者の名称及び住所
岩見川漁業協同組合

(3) 漁業権の免許番号
秋田市河辺和田字上中野百八十四番地の二
内共第十二号

(二) 変更の内容
(1) 禁止区域

変更後 芝野堰頭首工の舟通し内 (岩見川右岸、秋田市河辺 松淵字岩箱向地内)	変更前 芝野堰頭首工の舟通し内 (岩見川右岸、河辺町松淵 字岩箱向地内)
---	---

(2) 遊漁料の納付場所

変更後	変更前
秋田市大町二丁目一番六号 オリンピック釣具店 秋田市檜山登町七丁目十番 小林釣具店 秋田市仁井田路見町十の十五 フィッシュ・ワン 秋田市山王二丁目十番地十八号 フィッシングゲイトウ 秋田市広面蓮沼二十四番地四の百一 ダイーループ 秋田市河辺和田字上中野百八十四番地二 岩見川漁業協同組合 秋田市河辺和田字和田六十番地 佐藤ゆか子 秋田市河辺和田字和田九十四番地 加賀屋千代司 秋田市河辺和田字式田八十番地 鈴木正勝 秋田市河辺和田字宮崎百三十六番地 松沢幸一 秋田市河辺山内字尼沢六十二番地一 戸井田タエ 秋田市河辺山内字野崎三十五番地十 ヤマザキショップ 秋田市河辺山内字外川原百二十三番地の五 マイショップ高橋	秋田市大町二丁目一番六号 オリンピック釣具店 秋田市檜山登町七丁目十番 小林釣具店 秋田市仁井田路見町十の十五 フィッシュ・ワン 秋田市山王二丁目十番地十八号 フィッシングゲイトウ 秋田市広面二十四番地四の百一 ダイーループ 河辺郡河辺町和田字上中野百八十四番地二 岩見川漁業協同組合 河辺町和田字和田六十三番地 佐藤ゆか子 河辺町和田字和田九十四番地 加賀屋千代司 河辺町和田字式田八十番地 鈴木正勝 河辺町和田字宮崎百三十六番地 松沢幸一 河辺町山内字尼沢六十二番地一 戸井田タエ 河辺町山内字野崎三十五番地十 ヤマザキショップ 河辺町山内字外川原百二十三番地の五 マイショップ高橋 河辺町山内字外川原百四十四番地

秋田市河辺山内字外川原百四十三番地 小野寺繁四郎商店 秋田市河辺山内字寺田十五番地 山上充子 秋田市河辺山内字曾場十八番地三 熊谷清商店 秋田市河辺町山内字丸舞一番地の一 ユフォーレ 秋田市河辺町大沢中田四十八番地 佐々木久作 秋田市河辺町大沢中田六十九番地 佐々木栄作 秋田市河辺町高岡河原田下段六百七十二番地 佐々木清秀 秋田市河辺岩見字萱森六十八番地 追留商店 秋田市河辺岩見字茂十七番地 石塚喜久治 秋田市河辺岩見字新川五十四番地 船木須満代商店 秋田市河辺岩見字関口川原十九番地 石塚勝太郎商店 秋田市外旭川字待台十番地 上州屋 秋田市河辺和田字坂本北二百八十四番地五 ファミリーマート河辺和田店 秋田市御所野湯本二番地一	三番地 小野寺繁四郎商店 河辺町山内字寺田十五番地 山上充子 河辺町山内字曾場十八番地三 熊谷清商店 河辺町山内字松沢上段二十八 小野寺稔 河辺町山内字鳥海七十一 小野寺長一郎 河辺町山内字丸舞一番地のユフォーレ 河辺町大沢中田四十八番地 佐々木久作 河辺町大沢中田六十九番地 佐々木栄作 河辺町高岡河原田下段三百七十一番地の二 佐々木一嘉 河辺町高岡河原田下段六百七十二番地 佐々木清秀 河辺町岩見字小平岱七十五番地の八 河辺町岩見字萱森六十八番地 追留商店 河辺町岩見字茂十七番地 石塚喜久治 河辺町岩見字新川五十四番地 船木須満代商店 河辺町岩見字関口川原十九番地 石塚勝太郎商店
--	--

の四
ファミリーマート御所野店

(三) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十一年三月二十一日

四 阿仁川漁業協同組合内共第十九号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

(一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

(1) 変更に係る遊漁規則の名称

阿仁川漁業協同組合内共第十九号第五種共同漁業権遊漁規則

(2) 漁業権者の名称及び住所

阿仁川漁業協同組合
北秋田市米内沢字七曲五十一番地

(3) 漁業権の免許番号

内共第十九号

(二) 変更の内容
(1) 遊漁期間

変更後	変更前
魚種	魚種
期間	期間
こい ふな うぐい	こい ふな うぐい
一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで
やつめ	やつめ
一月一日から十二月三十一日までの期間内で組合が定めて公表する期間	

(2) 遊漁料の納付場所

変更後

北秋田市米内沢字柳原九の三

阿仁川漁業協同組合事務所

変更前

北秋田郡森吉町米内沢字七曲五十一番地

阿仁川漁業協同組合事務所

北秋田市新田目字大野八十二番地二号
北秋田市合川支所 阿仁川漁業協同組合合川支部
北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百十八番地
上小阿仁村役場産業課 阿仁川漁業協同組合上小阿仁支部
北秋田市小又字下川原百十二番地
北秋田市阿仁前田字上館下三百九十五番地の一
サックス阿仁前田店
北秋田市小又字小又一番地
太田松寿
北秋田市阿仁前田字下川端百三十七番地の三
天道昭康
北秋田市森吉字湯ノ岱十四番地の一
国民宿舍森吉山荘
北秋田市森吉字桐内沢外三十国有林一〇一二林班い小班
太平湖グリーンハウス
北秋田市森吉字森吉山麓高原一番地
奥森吉青少年野外活動センター
北秋田市米内沢字柳原三十九番地の一
阿仁川アユセンター
北秋田市下杉字狐森三十八番地の五
松橋釣具店
北秋田市阿仁打当字仙北渡道上ミ六十七番地
マタギの里観光開発株式会社

北秋田郡森吉町米内沢字柳原三十九番地の一
阿仁川アユセンター
北秋田郡森吉町小又字下川原百十二番地
菊地時計店
北秋田郡森吉町小又字小又一番地
太田松寿
北秋田郡森吉町森吉字湯ノ岱十四番地の一
国民宿舍森吉山荘
北秋田郡森吉町森吉字森吉山麓高原一番地
奥森吉青少年野外活動センター
北秋田郡森吉町字桐内沢外三十国有林一〇一二林班い小班
太平湖グリーンハウス
北秋田郡森吉町阿仁前田字上館下三百九十五番地の一
サックス阿仁前田店
北秋田郡阿仁町打当字仙北渡道上ミ六十七番地
打当温泉またぎの湯
北秋田郡阿仁町比立内字前田表四十一番地の二
木村精肉店
北秋田郡阿仁町比立内字前田表四十六番地の一
松橋旅館
北秋田郡阿仁町銀山字下新町四十一番地の一
阿仁町役場産業観光課 阿仁川漁業協同組合阿仁支部
北秋田郡阿仁町幸屋字西野小綱九番地の二

北秋田市阿仁比立内字前田表四十六番地の一 松橋旅館 北秋田市阿仁比立内字前田表四十一番地の一 木村精肉店 北秋田市阿仁幸屋字西野小綱九番地の二 鈴木商店 北秋田郡阿仁町水無字湯口内四百四十五番地の二 仙北谷勝雄 北秋田郡合川町新田目字大野五十八番地の二 三浦釣具店 北秋田郡合川町新田目字大野八十二番地の一 合川町役場農林課阿仁川漁業協同組合合川支部 北秋田郡合川町下杉字狐森三十八番地の五 松橋釣具店 北秋田郡合川町下杉字川井境五番地の五 桜田時計店 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百十八番地上小阿仁村役場産業課 阿仁川漁業協同組合上小阿仁支部 北秋田郡上小阿仁村五反沢字八幡森百十一番地の四 山ふじ温泉 能代市二ツ井町小繫字湯の沢四十三番地の一 サックスきみまら飯店 能代市二ツ井町字切石鳥坂一番地の一 自然倶楽部	鈴木商店 北秋田郡阿仁町水無字湯口内四百四十五番地の二 仙北谷勝雄 北秋田郡合川町新田目字大野五十八番地の二 三浦釣具店 北秋田郡合川町新田目字大野八十二番地の一 合川町役場農林課阿仁川漁業協同組合合川支部 北秋田郡合川町下杉字狐森三十八番地の五 松橋釣具店 北秋田郡合川町下杉字川井境五番地の五 桜田時計店 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百十八番地上小阿仁村役場産業課 阿仁川漁業協同組合上小阿仁支部 北秋田郡上小阿仁村五反沢字八幡森百十一番地の四 山ふじ温泉 山本郡二ツ井町小繫字湯の沢四十三番地の一 サックスきみまら飯店
--	---

(三) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十一年三月二十一日

五 萩形ダム漁業協同組合内共第二十号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

(一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

(1) 変更に係る遊漁規則の名称

萩形ダム漁業協同組合内共第二十号第五種共同漁業権遊漁規則

(2) 漁業権者の名称及び住所

萩形ダム漁業協同組合

(3) 漁業権の免許番号

北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百十八番地

(二) 変更の内容
 内共第二十号
 (1) 遊漁料の額及び納付方法

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		変 更 後	変 更 前
あゆ	手釣り・さお釣り	一日一、〇〇〇円 一年七、〇〇〇円	一日五〇〇円 一年四、〇〇〇円
こい・ふ	手釣り・さお釣り	一年二、〇〇〇円	一日五〇〇円 一年四、〇〇〇円
いわ・な	手釣り・さお釣り	一日一、〇〇〇円 一年五、〇〇〇円	一日五〇〇円 一年四、〇〇〇円
やま	釣り		
うぐ	手釣り	一年二、〇〇〇円	一日五〇〇円
い	手釣り・さお釣り		一年四、〇〇〇円

ただし、次の漁具及び漁法で遊漁する場合、漁場で納付することができる。この場合においては、次の遊漁料を加算することができる。

漁具・漁法	料 金	
	変 更 後	変 更 前
手釣り・さお釣り	五〇〇円	二〇〇円

(2) 遊漁料の納付場所

変更後	変更前
北秋田郡上小阿仁村小沢田	北秋田郡上小阿仁村小沢田

字向川原百十八番地 上小阿仁村役場産業課 萩 形ダム漁業協同組合事務所 北秋田郡上小阿仁村沖田面 字萩形二番地一の内 萩形キャンプ場管理棟(積 雪期は閉鎖) 北秋田郡上小阿仁村大林字 梨ノ木岱五十番地一 ドライブイン小阿仁川 北秋田郡上小阿仁村南沢字 塚ノ岱十八番地一 鈴木欣一郎	字向川原百十八番地 上小阿仁村役場産業課 萩 形ダム漁業協同組合事務所 萩形キャンプ場管理棟
--	---

(三) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十一年三月二十一日

六 萩形ダム漁業協同組合内共第二十一号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

- (一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
- (1) 変更に係る遊漁規則の名称
萩形ダム漁業協同組合内共第二十一号第五種共同漁業権遊漁規則
- (2) 漁業権者の名称及び住所
萩形ダム漁業協同組合
北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原百十八番地
- (3) 漁業権の免許番号
内共第二十一号

(二) 変更の内容

(1) 遊漁料の額及び納付方法

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		変 更 後	変 更 前
こい	手釣り	一年二、〇〇〇円	一日五〇〇円
ふ	手釣り・さお釣り		一年四、〇〇〇円
いわ	手釣り	一日一、〇〇〇円	一日五〇〇円
な	手釣り・さお釣り	一年五、〇〇〇円	一年四、〇〇〇円

ただし、次の漁具及び漁法で遊漁する場合、漁場で納付することができる。この場合においては、次の遊漁料を加算することができる。

漁具・漁法	料 金	
	変 更 後	変 更 前
手釣り・さお釣り	五〇〇円	二〇〇円

(2) 遊漁料の納付場所

変更後	変更前
北秋田郡上小阿仁村小沢田 字向川原百十八番地 上小阿仁村役場産業課 萩 形ダム漁業協同組合事務所 北秋田郡上小阿仁村沖田面 字萩形二番地一の内 萩形キャンプ場管理棟(積 雪期は閉鎖) 北秋田郡上小阿仁村大林字 梨ノ木岱五十番地一 ドライブイン小阿仁川 北秋田郡上小阿仁村南沢字 塚ノ岱十八番地一 鈴木欣一郎	北秋田郡上小阿仁村小沢田 字向川原百十八番地 上小阿仁村役場産業課 萩 形ダム漁業協同組合事務所 萩形キャンプ場管理棟

(三) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十一年三月二十一日

七 子吉川水系漁業協同組合内共第二十四号第五種共同漁業権遊漁規則の変更

- (一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
 - (1) 変更に係る遊漁規則の名称
子吉川水系漁業協同組合内共第二十四号第五種共同漁業権遊漁規則
 - (2) 漁業権者の名称及び住所
子吉川水系漁業協同組合
 - (3) 漁業権の免許番号
由利本荘市岩谷町字十二柳百三十二番地
- (二) 変更の内容
 - (1) 禁止区域及び期間

区 域	禁 止 期 間	
	変 更 後	変 更 前
本組合の地域 内で組合が定 めるあゆの産 卵場	九月一日から十月三 十一日まで	九月二十日から十月 三十一日まで

魚 種	遊 漁 料	
	変 更 後	変 更 前
あゆ 釣りが がらが	手釣り ・さお ・一年 八、〇〇〇円	手釣り ・さお ・一年 七、〇〇〇円

- (三) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十一年三月二十一日
- 八 矢島町漁業協同組合内共第二十五号第五種共同漁業権遊漁規則の変更
 - (一) 変更に係る遊漁規則の名称、漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号
 - (1) 変更に係る遊漁規則の名称

- 矢島町漁業協同組合内共第二十五号第五種共同漁業権遊漁規則
 - (2) 漁業権者の名称及び住所
子吉川水系漁業協同組合
 - (3) 漁業権の免許番号
由利本荘市岩谷町字十二柳百三十二番地
- (二) 変更の内容
 - (1) 禁止区域及び期間

区 域	禁 止 期 間	
	変 更 後	変 更 前
本組合の地域 内で組合が定 めるあゆの産 卵場	九月一日から十月三 十一日まで	九月二十日から十月 三十一日まで

魚 種	遊 漁 料	
	変 更 後	変 更 前
あゆ 釣りが がらが	手釣り ・さお ・一年 八、〇〇〇円	手釣り ・さお ・一年 七、〇〇〇円

- (三) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十一年三月二十一日

公 告

秋田県こども総合支援エリア（仮称）療育機関医療・療育情報システム調達についての企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 企画提案書の提出を求める事項
 - (一) 企画提案書の提出を求める調達（以下「公告調達」という。）の名称
医療・療育情報システム調達
 - (二) 公告調達の内容
秋田県こども総合支援エリア（仮称）療育機関における医療・療育の質の向上、利用者の利便性の向上、業務の効率化・集約化、安全な医療・療育の提供を実現させるため医療・療育情報システムの調達を発注するものである。
 - (三) 履行場所
秋田県秋田市上北手百崎地内
秋田県こども総合支援エリア（仮称）療育機関
 - (四) 履行期限
平成二十二年六月下旬
- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - (二) 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
 - (三) 過去五年以内に電子カルテ又はオーダーリングシステムを核とする総合医療情報システム調達の元請けとして複数の稼働実績（調達形態以外の総合医療情報システム構築業務も含む。）を有する者であること。
 - (四) 過去五年以内に病床数百床以上の規模の病院における電子カルテ又はオーダーリングシステムを核とする総合医療情報システムについて、契約からシステム稼働までを一年以内で対応した複数の実績を有する者であること。
 - (五) 本調達を遂行するために必要な実施体制（資格・実務経験を有する専任技術者を完了まで配置等）を講じることができ、有する者であること。
 - (六) 共同企業体による参加も認めるが、責任者を明確にし、提案者名を連名で記載するとともに、その事実を証明する協定書等の写しを添付すること。
- 三 参加資格の確認の手続き
 - (一) 参加資格の確認の申請
企画提案書を提出しようとする者は、次により秋田県知事に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出部数
次に掲げる書類を十部（正本一部、副本九部）提出すること。

- ア 参加資格確認申請書
- イ 会社概要等整理表
- ウ 受注実績整理表
- エ 従事技術者証明書
- オ 共同企業体による参加の場合は、その事実を証明する協定書等の写し

(2) 提出方法
持参又は郵送すること。

(3) 提出期限
平成二十一年四月九日（木）午後五時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着）とする。

(4) 提出場所
郵便番号〇一〇一八五七〇秋田県秋田市山王四丁目一番号
秋田県健康福祉部 障害福祉課 療育機関再編班
電話〇一八八六〇一三三五

(二) 参加資格の確認の時期
平成二十一年四月十日（金）

(三) 参加資格の確認の結果の通知
参加資格の確認の結果は、書面により申請者に通知する。

(四) 参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明
(1) 参加資格の確認を受けられなかった者は、その理由について秋田県知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から三日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を(一)(4)の場所に提出しなければならない。
(2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があった日から三日以内に書面により回答する。

四 企画提案書等の提出手続

(一) 提出書類及び提出部数

- (1) 次に掲げる事項を記載した企画提案書及び企画提案書要約版（A四版縦長用紙、横書き、左とじ）十部（正本一部、副本九部）
- ア 医療・療育情報システム調達について基本的な考え方や医療・療育情報システム調達の目的を実現する具体策
- イ 医療・療育情報システム調達の目的を実現する具体策
- ウ 医療・療育情報システム調達の推進体制
- エ その他提案

(2) 次に掲げる書類を十部（正本一部、副本九部）提出すること。

- ア 要件定義兼回答書
 - イ 見積書
- (二) 提出方法
持参又は郵送すること。
- (三) 提出期限
参加資格確認通知のあった日から平成二十一年五月一日（金）午後五時まで（郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで必着）とする。なお、提出期限後における企画提案書の追加及び変更は認めない。

(四) 提出場所
三(一)(4)に同じ。

五 契約候補者の選定等

(一) 選定に關し審査する事項
企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）のうち、最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

- (1) 技術点
 - ア 医療・療育情報システムを利用する者が操作性を評価する。
 - イ 専門的な観点から企画提案書等の内容を評価する。
 - ア 価格点
 - イ 初期導入費見積書に提示された金額の妥当性を評価する。
 - イ 保守費、運用管理費見積書に提示された金額の妥当性を評価する。
- (二) 選定方法
次に掲げる、第一次審査及び第二次審査の選定を行う。ただし、提案者が少数である場合等においては、第一次審査の選定を行わないことがある。
- (1) 第一次審査
提出書類（提案参加資格確認申請書類、企画提案書、企画提案書要約版、及び見積書）を基に書類審査を行い、一次選定として上位三者程度を選定する。
- (2) 第二次審査
一次選定者について、提案する医療・療育情報システムのデモンストラーション及びヒアリングにより契約候補者を選定する。

(三) 選定の時期
選定は、平成二十一年五月中旬（予定）を目途に行う。

(四) 選定の結果の通知
選定の結果については、書面により速やかに通知する。

- 六 公告調達に關する提案依頼書等の交付期間及び交付場所
- (一) 交付期間
この公告のあった日から平成二十一年四月二十四日（金）まで（休日を除く。）の午前九時から午後五時まで。
- (二) 交付場所
三(一)(4)に同じ。

七 その他

- (一) この公告に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (四) 契約候補者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。
- (五) 問い合わせ先
秋田県健康福祉部 障害福祉課 療育機関再編班
電話〇一八八六〇一三三五

八 概要

- Summary
- (1) Subject matter
Proposals for the Medical and Disability Record System procurement
- (2) Deadline for the submission of proposals 500 pm 1 May, 2009
- (3) Contact information
Welfare Division for the Disabled, Akita
Prefecture Department of Health & Welfare
4-1-1 sanno, Akita City, Akita Prefecture Japan,
010-8570, Tel 018-860-1335

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年三月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成二十一年三月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

<p>特定非営利活動法人横手フットボール倶楽部 代表者の氏名 福田 誠 主たる事務所の所在地 横手市 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の子どもたち及び一般市民に対して、自発的にスポーツを楽しむ健全な心身の育成に関する事業を行うとともに、環境の整備によってスポーツに親しむまちづくりを旨とし、子どもたちの健全育成と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする。</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、大館市土地改良区から申請があった新たな土地改良事業（維持管理事業）の施行について、平成二十一年三月九日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。 平成二十一年三月十七日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>正</p>	<p>誤</p>
	<p>ページ</p> <p>段</p> <p>行</p> <p>誤</p> <p>正</p>	<p>平成二十一年三月十日（第二千六十一号）掲載の秋田県訓令第一号（秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令）（原稿誤り） 一 中 十 「を、 〳 〳 十四 ただし書き ただし書</p> <p>平成二十一年三月十日（第二千六十一号）掲載の秋田県告示第九十七号（家畜伝染病を予防するための検査の実施）（原稿誤り） 一 ページの表中</p>

<p>ヨ―ネ病の検査</p>	<p>区分</p>	<p>区域</p>	<p>家畜又はその死体の種類及び範囲</p>	<p>（一） 由利本荘市（旧矢島町、旧大内町、旧西目町、旧島海町の区域に限る。）大仙市（旧中仙町、旧太田町の区域に限る。）美郷町</p>
				<p>（二） 県内全域</p>
<p>ヨ―ネ病の検査</p>	<p>区分</p>	<p>区域</p>	<p>家畜又はその死体の種類及び範囲</p>	<p>（一） 由利本荘市（旧矢島町、旧大内町、旧西目町、旧島海町の区域に限る。）大仙市（旧中仙町、旧太田町の区域に限る。）美郷町</p>
				<p>（二） 県内全域</p>

<p>発行者 秋 田 県 秋田市山王四丁目一番一号 購読料金 一月三千六百七十五円（税込）</p>	<p>印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社 電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五 E-mail:matsubar@matubaransatsu.co.jp</p>
---	--